

宮城県テニス協会 細則

第1条（組織）

規約第5条の組織について、全体の組織構成は添付資料の構成図通り。

第2条（専門委員会）

規約第20条に記載した専門委員会及びその構成は添付資料の委員会構成図通り。

第3条（会計）

規約第21条について以下の通りとする。

当協会の加盟団体について、以下の通り規定する。

- 1, 加盟団体は、毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、以下の加盟金を添えて、事務局に提出しなければならない。
団体加盟金は、1団体・年間 20,000円 とする
- 2, 当協会主催大会に出場するためには、個人登録が必要である。
 - ① 一般の場合は、所属加盟団体経由で毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、個人登録料を添えて、事務局に提出しなければならない。
個人登録料は 1名・年間 2,000円 とする。
 - ② ジュニア（高校生以下を言う）の場合も団体登録が必要である。
所属団体経由で毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、個人登録料を添えて、事務局に提出しなければならない。
個人登録料は 1名・年間 1,000円 とする。（大学生を含む）
 - ③ キッズ（未就学者）の場合は、団体登録、個人登録の必要はないが、登録する場合は、全て無料とする。
- 3, 上記登録は毎年登録料支払いから効力発し、協会会計年度終了でその効力を失う。（会計年度終了月は 2月末日）

（令和8年 3月18日改正）
以上